

どのような金融機関が積極的に情報開示するのか？
- 信用金庫の不良債権ディスクロージャーの実証分析 -

名古屋大学 家森 信善

ディスクロージャー制度の重要性は広く認識されており、またディスクロージャー制度のあり方によって金融システムのパフォーマンスが左右されることも共通の認識になってきている。しかし他方で、金融機関のディスクロージャーをめぐる実証研究の蓄積は十分なものではない。そこで、本稿では、わが国の金融機関のディスクロージャーに関して実証的な検討を行った。

具体的には、金融機関の自主性にディスクロージャー範囲がまかされていたときに、どのような金融機関が情報を積極的に開示したか、裏を返して言えば、どのような金融機関が情報を隠したかを実証的に検証してみる。金融機関がそもそも自主的に十分なディスクロージャーをするならば、規制によってディスクロージャーを強制する必要はない。自己の健全性をアピールして他の金融機関との差別化を行おうとする金融機関は、積極的にディスクロージャーを行うはずだからである。たとえば、シティバンクが南米不良債権の処理を発表すると、そのニュースは株価を引き上げる方向に働いた(Musumeci and Sinkey[JMCB 1990])。つまり、不都合な情報を積極的に開示することで、経営者の将来への見通しや経営再建への意思をマーケットに伝えるというルートがアメリカでは機能したのである。

本稿では、具体的な実証研究の対象として、(自主的な開示に委ねられていた)1996年3月期および1997年3月期の信用金庫の不良債権の開示状況を選んだ。その結果、健全性の高い信用金庫ほど開示に積極的であり、また、業務地域での競争環境が厳しい信用金庫ほど開示に積極的であることが明らかになった。つまり、市場の競争によって一定の開示促進圧力が働いていたと判断できる。

したがって、ディスクロージャーの基準を規制によって定めなくても、(開示を求める市場圧力が強ければ)今後も自然に開示範囲が拡大する可能性もある。つまり、開示水準そのものを規制する以外に、競争環境を整備することもディスクロージャーを充実させる上で重要であると考えられる。

ただし、金融機関が破綻すると、それまで開示していた数字と全く実態が異なっていたことに驚かされるのが少なくない。特に、破綻の危機に瀕した金融機関に市場の規律付けは働きにくいので、情報開示の内容・質の向上という面での当局の関与は引き続き必要であろう。

(付記)全国銀行協会・金融調査研究会報告書29(2002年12月)所収の拙稿「1990年代の金融機関のディスクロージャーの制度の変遷と金融機関の取り組み」を本報告のベースとしている。